

草津市空き家等対策計画

(概要版)(案)

序章 計画の概要

■背景・目的

全国的に人口減少や高齢化、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、「空き家等」が年々増加しています。これらの空き家等が管理不全となることで、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。このことから、空き家等の適切な管理、利活用の促進を目的として、平成26年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空き家特措法」という。)が成立し、同月公布されました。

本市においても、空き家特措法に基づく「草津市空き家等対策計画」を策定した上、空き家等対策を積極的に推進します。

■計画の対象

①空き家特措法で定義する「空き家等」
居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物およびその敷地。

- ・戸建住宅
- ・棟全体が空いている長屋・共同住宅、店舗、倉庫等

※本計画では、「戸建空き家等」と呼びます。

②共同住宅の「空き住戸」

空き家特措法では、共同住宅の個別の空き住戸は対象としていません。しかし、本市では、住宅の半数以上が共同住宅である現状を踏まえ、これら「空き住戸」も対象とします。

※①、②を合わせて、「空き家等」とします。

■計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

■計画の対象エリア

本計画は、本市全域を対象とします。

第1章 本市の人口および住宅、戸建空き家等の状況

■人口(統計データから)

◆本市の人口：

平成42年頃までは増加し、それ以降は減少すると予想されています。

◆高齢者人口

今後も高齢者数は増加し、高齢者率も高くなると予想されています。

- ・65歳以上人口
H27年=約20%、H42年=約25%
- ・75歳以上人口
H27年=約8%、H42年=約14%

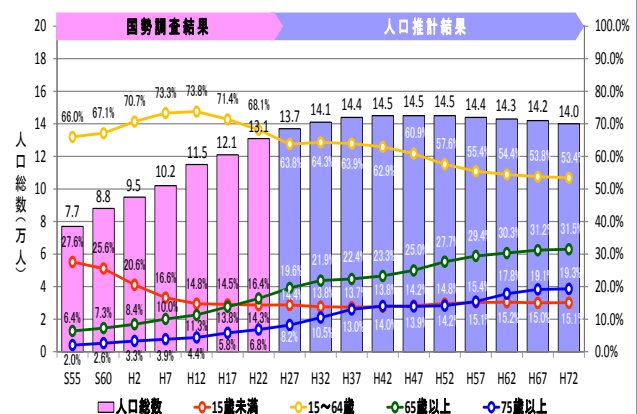


図-1 本市の人口推移と将来推計人口

出典：国勢調査・草津市人口ビジョン

■住宅数・空き家数および空き家率(統計データから)

◆住宅数

昭和63年の29,270戸から平成25年66,200戸と25年間で約2.3倍に増加しています。

◆空き家数

近年は徐々に増加し、平成25年は6,100戸に達しています。(長屋建・共同住宅の空き住戸を含んでいます。)

このうち戸建住宅は1,410戸となっています。

◆空き家率

総住宅数が伸びている中で、平成15年以降10%程度の横這いで推移しています。平成25年は、9.2%(6,100/66,200)と前年よりも減少しています。

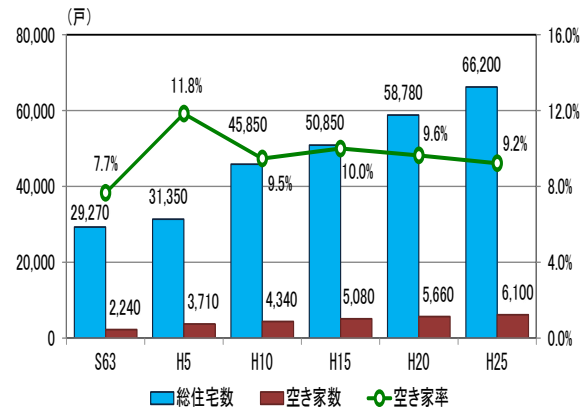


図-2 本市の総住宅数、空き家数および空き家率の推移

出典：住宅・土地統計調査(総務省統計局)

■建築時期＝耐震基準(統計データから)

◆戸建住宅の建築時期

昭和55年以前：8,140戸(30.8%) → 築35年以上経過、旧耐震基準

昭和56年以降：18,320戸(69.2%) → 昭和56年6月から新耐震基準

◆長屋建・共同住宅の建築時期

昭和55年以前：2,130戸(7.0%) → 築35年以上経過、旧耐震基準

昭和56年以降：28,370戸(93.0%) → 昭和56年6月から新耐震基準

◎旧耐震基準で建築された戸建住宅が多い。

- ・築35年を経過する戸建住宅が多いため、経年劣化による老朽化が急速に進展。
- ・本市では旧耐震基準の戸建住宅が長屋建・共同住宅と比べて多い。

表-1 本市の建築時期別住宅数と耐震基準

建方	昭和45年以前	昭和46～55年	昭和56～平成2年	平成3～12年	平成13～22年	平成23～25年9月	合計	
戸建	3,180	4,960	5,820	5,410	5,720	1,370	26,460	
	8,140 (30.8%)		18,320 (69.2%)					
長屋建・共同住宅	710	1,420	1,380	15,650	9,790	1,550	30,500	
	2,130 (7.0%)		28,370 (93.0%)					
耐震基準	旧耐震基準：10,270戸 (18.0%)		新耐震基準：46,690戸 (82.0%)					56,960

※年代不詳を除く

出典：住宅・土地統計調査(総務省統計局)

■戸建空家等の実態調査結果

◆本計画の策定にあたり、本市の戸建空家等の状況を現地調査したところ、市内全域に分布、424戸の戸建空家等を確認しました。

◆市街化区域に75%が分布しています。

- ◆下記のエリアに多く分布しています。
- ・旧街道沿いなど、従来からの市街地
 - ・昭和40年代～50年代前半の開発団地

◆戸建空家等の危険度判定結果

(敷地外から目視)

- ・A判定：「危険度が高く解体が必要」
=4戸(1%)
- ・B判定：「老朽化が激しい」=12戸(3%)
- ・C判定：「一部修繕が必要」=36戸(8%)
- ・D判定：「問題なし」=351戸(83%)

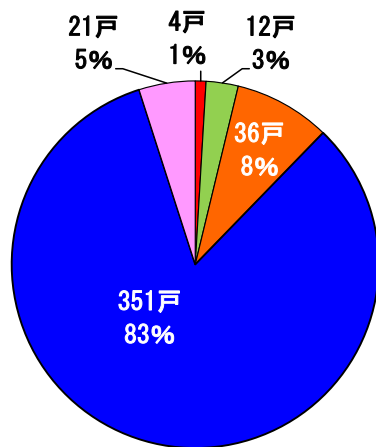


図-4 建物の危険度判定結果

- A判定(4戸)
- B判定(12戸)
- C判定(36戸)
- D判定(351戸)
- 判定不能(21戸)

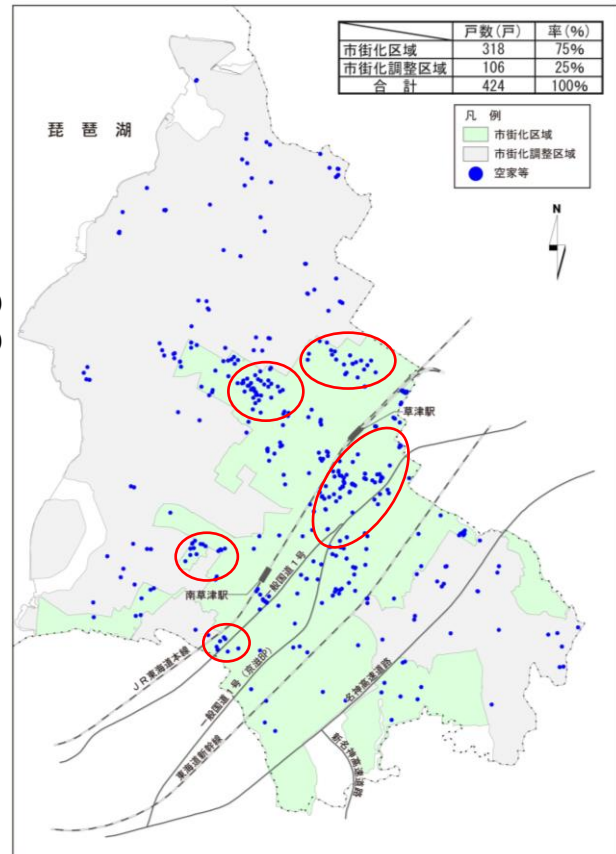


図-3 戸建空家等分布図

表-2 総合評価の基準

評価	内容
A	【危険度が高く解体が必要】 =倒壊や建築資材の飛散等の危険が切迫しており、緊急度が極めて高い
B	【老朽化が激しい】 =ただちに倒壊や建築資材の飛散等の危険性はないが、維持・管理が行き届いておらず、損傷が激しい
C	【一部修繕が必要】 =維持・管理が行き届いておらず、損傷もみられるが、当面の危険性はなく、一部修繕により利活用が可能
D	【問題なし】 =そのまま、または小規模の修繕により利活用が可能

■所有者等アンケート調査結果

実態調査で戸建空家等とされた建物の所有者等に対し、管理状況や利活用の意向等を確認するため、アンケート調査を行いました。(381戸 392名に送付。回答者 188名。回答率 48%)

- 【主な設問】
- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 現在の管理者 | ⑤ 空家になった理由（複数回答） |
| ② 現在の状態（利用状況等） | ⑥ 維持管理の割合（家や庭の手入れ） |
| ③ 空家の期間 | ⑦ 維持管理で困っていること（複数回答） |
| ④ 建物の建築年 | ⑧ 今後の活用について（複数回答） |

表-3 所有者等アンケートの主な回答結果「単純集計」

現在の管理者	所有者(81%)、所有者の関係者（親戚等）(13%)、所有者等ではない(5%)
現在の状態	物置・倉庫利用(24%)、改修しないと貸せない(19%)、売却・譲渡予定(15%)
空家の期間	10年以上(35%)、5～10年(18%)、3～5年(16%)
建物の建築年	昭和46年～55年(35%)、昭和36年～45年(17%)、昭和56年～平成2年(14%)
空家になった理由	別の住宅に転居(25%)、相続したが住んでない(22%)、借り手・買い手がいない(19%)
維持管理の割合	ほとんどしていない(23%)、半年に1回(21%)、月に1回(16%)、年に1回(14%)
維持管理で困っていること	困っていることはない(30%)、防災・防犯面が心配(17%)、現住所から遠い(14%)
今後の活用	「(親族含め)自身で利用」(59%)、賃貸・売却希望(35%)

表-4 所有者等アンケートの主な回答結果「危険度判定別」

空家になった理由	A判定建物	1名「居住者が死亡、相続したが入居していない」
	B判定建物	1名「別の住宅に転居(転勤等で長期不在を含む)」
	C判定建物	「別の住宅に転居(転勤等で長期不在を含む)」(27%)、「居住者が死亡、相続したが入居していない」(27%)、「借り手・買い手がいない」(18%)
	D判定建物	「別の住宅に転居(転勤等で長期不在を含む)」(23%)、「居住者が死亡、相続したが入居していない」(22%)、「借り手・買い手がいない」(19%)
維持管理の割合	A判定建物	1名「ほとんどしていない」
	B判定建物	1名「2～3か月に1回程度」
	C判定建物	「ほとんどしていない」(50%)、「月に1回」(25%)、「2～3か月に1回」と「半年に1回」(13%)
	D判定建物	「半年に1回」(22%)、「ほとんどしていない」(18%)、「月に1回」(17%)、「年に1回」(16%)
今後の活用	A判定建物	1名「予定無し(現状のまま)」
	B判定建物	1名「自分または家族が住む」
	C判定建物	「(親族含め)自身で利用」(70%)、賃貸・売却希望(10%)
	D判定建物	「(親族含め)自身で利用」(57%)、賃貸・売却希望(36%)

表-5 所有者等アンケート回答者の居住地

区分	人数	率
市内	112	59.6%
県内(市外)	37	19.7%
県外	39	20.7%
合計	188	

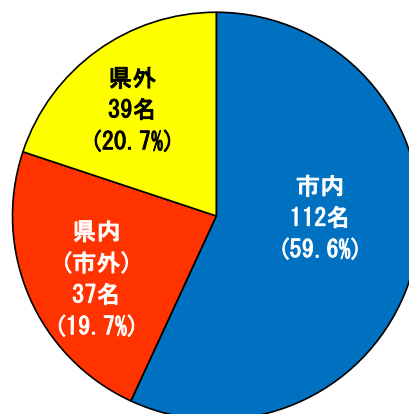


図-5 所有者等アンケート回答者の居住地

■本市における戸建空家等の現状特性と今後の課題

「住宅・土地統計調査」、「戸建空家等実態調査」および「所有者等アンケート調査」の結果等から、本市の戸建空家等の現状特性、今後の課題を分析しました。

現状：戸建空家等は存在するが、概ね良好な状況。「顕著な課題」にまでは至っていない。

統計データ：○人口等：現状では、人口増加、他市に比較すると高齢化率も低い。
○空き家率：全国および滋賀県の平均よりも低い水準。

実態調査：○危険度判定で危険度が少ないC、D判定が91%と大半(387/424)。

現状：課題としては小規模であるが、短期的な対応が必要な事象。

統計データ：○一部地域(学区)で人口減少がみられる。
地域人口やコミュニティの維持等、地域活性化施策の中で戸建空家等の利活用も考えられる。

実態調査：○危険度判定で、数は少ないが、A、B判定(計16戸)が存在する。
短期的な対応を行う必要がある。

今後：中長期的な視点では、戸建空家等の発生数の増加や維持管理の不全空家等の増加が懸念される。

統計データ：○高齢化の進展。65歳以上、75歳以上人口ともに数、率が増加。
所有者の高齢化により、戸建空家等の発生、維持管理の不全が懸念される。
○旧耐震基準の建物が多い(戸建住宅建物数の約31%)。
建物の経年劣化により危険度が高まる中で、特に、旧耐震基準の戸建空家等の発生が懸念される。これは、利活用時にも支障となる要因と考えられる。

実態調査：○昭和40年代～50年代前半の開発団地に戸建空家等が多い。
今後は、高齢化に伴い、同世代団地や、建築着工のピークの後発世代の団地からの戸建空家等の発生が懸念される。
○旧街道沿いの市街地に戸建空家等が多い。
都市基盤が脆弱地域での戸建空家等の発生は、防災面が懸念される。

アンケート調査：○維持管理に対する意識の醸成が必要。
「ほとんどしていない」が25名(23%)と最も多い。
特にC判定所有者の約半数が「ほとんどしていない」と回答。
○市場化への意向が少ない。
今後の活用について、「(親族含め)自身で利用」が88名(59%)と過半数を占めるため利活用や更新が期待できる市場化促進が必要。

高齢者世帯の状況：○高齢者世帯数が増加している。
平成20年の5,550世帯から平成25年で8,880世帯に増加。
○子の居住地が遠距離化している。
片道1時間以上かかる世帯数が平成20年の約2倍に増加。

第2章 戸建空家等対策の基本的な考え方

■本市の基本方針

本市の空き家率は、全国および滋賀県の平均より低く、平成42年頃までは人口も増加すると予測されています。

しかしながら、本市においても徐々に高齢化が進み、昭和40年代～50年代前半に開発された住宅団地を中心に、今後、空家等の増加が懸念されます。そのため、中長期的な視点から、まず、戸建空家等にしないための施策を実施し、さらに「魅力的なまちづくりの視点」から戸建空家等の適切な管理や利活用についての施策も推進します。

そこで、本市では、後述する体制や空家等データベースの構築を前提に、以下の4つの方針のもと、戸建空家等対策を実施します。

基本方針1 戸建空家等の発生の抑制

基本方針2 戸建空家等の適切な管理の促進

基本方針3 地域特性に応じた戸建空家等およびその跡地の利活用の促進

基本方針4 所有者等、行政、地域その他の団体・事業者等の協働

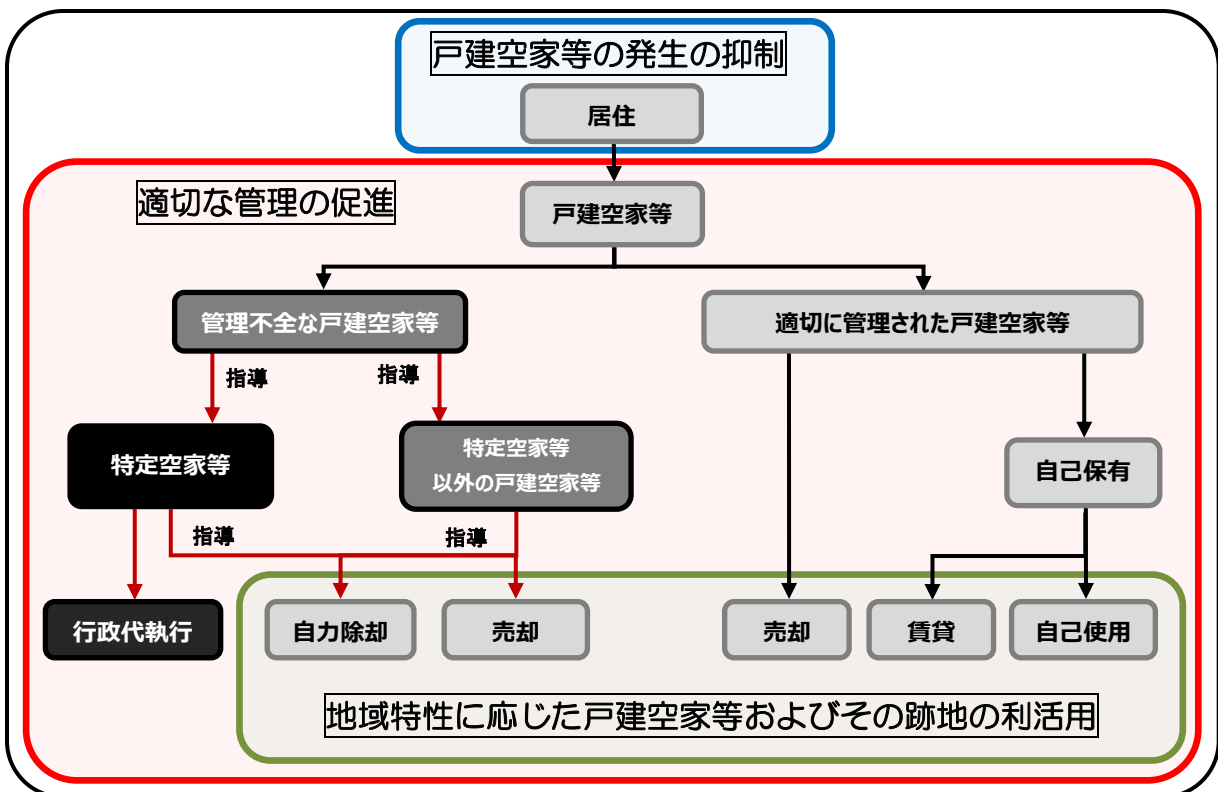


図-6 戸建空家等対策の体系イメージ

第3章 戸建空家等対策の基本的施策

■基本方針1 戸建空家等の発生の抑制

施策① 市民や所有者等への戸建空家等にしないための啓発

- ・市広報、ホームページおよびチラシ等によって啓発、情報提供を行います。
- ・所有者および相続予定者等に資産活用および相続・譲渡等に関する啓発や情報提供等を行います。具体的な施策としては、以下のような取り組みを検討します。
 - (1) 地域等との連携による啓発および情報提供
 - (2) 不動産業界と連携した不動産セミナー（相続・譲渡等）の開催
例：不動産活用型リバースモーゲージ、定期借家借地制度の周知
例：サービス付き高齢者向け住宅への移住に伴う、現在の住宅の利活用 等

施策② 特に、戸建空家等になる可能性の高い住宅(空家等予備軍)への働きかけ

- ・関係部局や地域と連携し、戸建空家等になる可能性の高い高齢者世帯等の把握を行います。
- ・上記の活動を通じて、空家等となった場合に「所有者等の連絡先」の把握を行います。

■基本方針2 戸建空家等の適切な管理の促進

施策① 所有者等による適切な管理がされている戸建空家等

- ・将来的に、所有者等の事情等により適切な管理ができなくなる可能性がある場合には、所有者等の相談内容に応じて情報提供、助言等を行います。
- ・利活用を望む所有者等には、草津市空き家情報バンクの利用、その他利活用に関する啓発や情報提供等を行います。

施策② 所有者等による適切な管理がされていない戸建空家等

- ・所有者等に対して当該戸建空家等を適切に管理するよう利活用および除却等の可能性も含め啓発や情報提供、助言等を行います。
- ・近隣住民や地域から苦情が寄せられた場合は、所有者等を確認し、適切に管理を行うよう、郵送（お願い文書等）、電話等で直接指導します。
- ・所有者等の死亡、不明等で所有者等の特定ができない場合には、空家特措法に基づき、所有者等を調査し、その相続人等で戸建空家等を適切に管理する義務のある人を特定して適切な管理を促し、利活用等の可能性も含め情報提供、助言等を行います。

施策③ 特定空家等に該当する可能性の高い戸建空家等

- ・空家特措法の特定空家等と判断するか否かにかかわらず、戸建空家等の所有者等に対し、繁茂した雑草や立木の伐採、建物の修繕、建物の除却等周辺的生活環境の保全を図るために必要な具体的かつ効果的な措置をとるよう指導等を行い、早期解決を図るよう努めます。

施策④ 特定空家等対策

- ・国の定める「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」の内容とします。
- ・特定空家等と認定した建物については、空家特措法に基づき対応していきます。

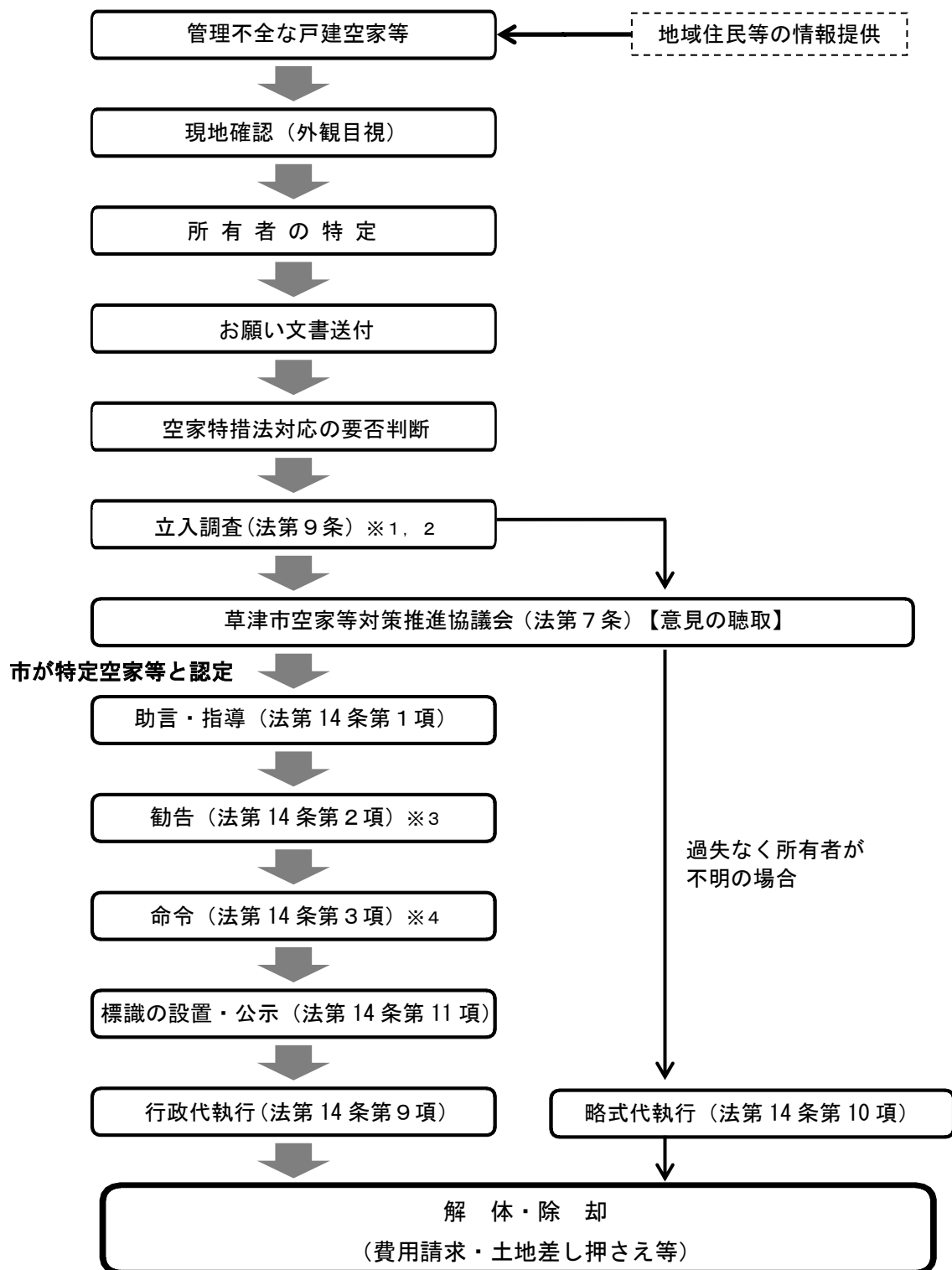


図-7 特定空家等に対する手続きとその手順

- ※1)所有者が確知できない場合は、第9条3項の規定に基づき、立入調査を行う
- ※2)立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する(法第16条第2項)
- ※3)勧告を受けた建物については、固定資産税等に係る住宅用地の特例を解除する
- ※4)命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する(法第16条第1項)

■戸建空家等支援制度

戸建空家等に関するその他の対策として、必要に応じて支援制度の検討をします。
なお、他自治体では以下のような事例があります。

- (1) 建物管理支援：所有者等に対する管理費助成
- (2) 解体・除却支援：老朽危険戸建空家等の解体・除却費助成
- (3) リフォーム支援：戸建空家等を住居、店舗等で利活用する場合のリフォーム費補助

第5章 共同住宅の空き住戸対策

■共同住宅の現状

本市内には、約 1,350 棟の共同住宅があり、JR東海道本線と東海道新幹線に挟まれたエリアと、草津駅および南草津駅周辺に多く分布しています。

■共同住宅の課題

立命館大学のキャンパス再編に伴い、市内居住の約 1,500～2,000 名の学生が減少しています。

その結果、学生向けのワンルームのアパート、マンションでは、空き住戸が発生していると考えられます。

■共同住宅の空き住戸対策

今後、共同住宅の空き住戸について実態の把握に努めるとともに、利活用の方策等を検討します。

表-6 共同住宅（アパート・マンション）の利活用例

項 目	棟まるごと利活用	空き住戸	空き住戸 (ワンルーム)
住居として	・住居 ・セルフリノベーションルーム		
	・住宅困窮者対策用住居		
住宅以外に転用	・オフィスビル ・宿泊施設 ・社会福祉施設 (児童・高齢者・障害者等)	・サテライトオフィス ・宿泊施設 ・小規模託児所	・サテライトオフィス ・宿泊施設
その他	除 却	—	—

「草津市空き家等対策計画」に関するご意見お問い合わせ先

■草津市都市計画部建築課

〔住所〕 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

〔電話〕 077-561-2378（建築指導グループ）

〔FAX〕 077-561-2486

〔電子メール〕 kenchiku@city.kusatsu.lg.jp